

令和7年度大阪府食の安全安心推進協議会（第31回）

日時：令和7年9月12日（金）午後1時30分～午後3時30分

場所：国民會館大阪城ビル12階 武藤記念ホール

○事務局 定刻になりましたので、ただいまから、「大阪府食の安全安心推進協議会」を開催させていただきます。本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課の長谷川でございます。よろしくお願いいたします。協議会の開催にあたりまして、大阪府健康医療部長の西野からご挨拶申し上げます。

○事務局（西野部長） 健康医療部長の西野でございます。令和7年度の大阪府の食の安全安心推進協議会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。委員の皆様には、日頃より、大阪府の生活衛生行政につきまして、ひとかたならぬご協力とご指導を賜わりまして、厚く御礼を申し上げます。また、本日は大変お忙しい中、また暑い中、ご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

食の安全安心につきましては、府民に直結する大事な行政でありまして、事業者の皆様におかれましては、日々、食品衛生の確保にはご留意をいただいているところではありますが、食中毒の事案も年に数回発生していることと、先般、ミニストップの食品表示の不適切な案件があり、非常に残念な結果になっているところではあります。府といたしましても、引き続き、事業者の皆様に対する啓発、指導、立入等を通じまして、食の安全安心の確保に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

今年度の食を取り巻くトピックスといたしまして、我々は関西広域連合を通じまして、キッチンカーの相互乗入れを進めています。6月から、大阪府域と和歌山県域につきまして、営業許可の相互乗入れを開始したところではあります。他府県をまたがるというのは、全国でも初めての取り組みで、是非広めていきたいと思っています。事業者にとって利便性が図れることと、能登の地震の時もそうですが、災害時に非常に円滑な営業が行えることで意味があると思っています。この拡大について調整していきたいと思っています。

もう1点は、現在開幕中の大阪・関西万博についてです。連日、非常に多くの方に来場いただいております。我々といたしましては、会場衛生につきまして、日々、監視指導を行っているところではあります。おかげさまで現時点で大きな事案は発生していないということです。残り一月になりますので、しっかりと監視指導していきたいと考えています。

本日は、委員改選後の初めての会議になりますので、令和6年度の事業の進捗状況を中心にご説明をさせていただきます。ご審議をお願いしたいと思っています。短い時間ですが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 事務局 本協議会の委員の任期につきましては、協議会規則第2条第3項において2年と定めており、本年7月26日付で委員の委嘱更新及び新規の委嘱の手続きをいたしました。委員の皆様にご改めてお礼を申し上げます。委員の皆様のご紹介は、「委員名簿」と「配席図」で代えさせていただければと思います。なお、今回、新任の方が4名おられますので、ご紹介させていただきます。まず、井上委員です。
- 井上委員 初めまして、井上と申します。大阪府内の食品関係の会社を2年ほど前に退職しまして、今は食品安全委員会の関連の委員会に2年目として入っています。少し古いですが、1999年ぐらいから5、6年、私は厚生労働省のテクニカルアドバイザーとしてCodex（食品の国際規格）に参加した経験があるので、国際規格がどういうふうに作られるのか、国内規格との違いのどこをどう理解するのか、そういう議論を、少し前にはなりますが、身を持って体験しました。私は福岡の出身で大阪に来て30年以上になりますが、大阪というと工業都市で営業が盛んで、商売と工業の町だと思っていたのですが、実際に住んで見ると、南の方を中心に農産物や水産業も非常に盛んなので、大阪というのは、加工食品の会社もたくさんありますし、農産物もたくさんあるということで、そういう意味で非常に面白い、日本中のいろいろな課題も集まっている場所じゃないかと思っていますので、これまでの、わずかですが、経験を少しでも生かせればと思って、応募いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 ありがとうございます。続きまして、菅委員です。
- 菅委員 菅と申します。よろしくお願いいたします。弁護士登録以来ずっと、大阪弁護士会消費者保護委員会、あるいは日弁連消費者問題対策委員会というところで、PL法（製造物責任法）を中心に食品被害や製品被害の被害救済側に携わってきました。2000年に発生した低脂肪乳の食中毒事件をきっかけに、その被害救済弁護団をやった経験などもあって、大阪府に食の安全安心推進条例を作ってほしいという運動にも参画させていただきました。この条例ができて、この協議会ができた頃の初期メンバーのつもりでいますので、すごく何年かぶりに帰って参ったのですが、本当に新任のような気持ちでやりたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。
- この協議会の委員をお引き受けしていない間に、内閣府消費者委員会の食品表示部会の臨時委員を10年ほどさせていただいたり、消費者庁の食品添加物の不使用表示に関するガイドラインを作る作業にも巡り合いました。安全だけでなく表示の問題についても勉強させていただく機会を得ました。低脂肪乳食中毒事件のときにも社会問題になった、公表遅れのようなものが、20何年たって、また紅麹サプリの件で起きてしまったことについて、すごく心を痛めていまして、大阪の教訓なのになど、残念に思っているところです。久しぶりに参画させていただきましたが、本当に一から、ゼロからというレベルのことをお尋ねするかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 ありがとうございます。残り2名様いらっしゃいますが、中村委員、名越委員につきましては本日欠席です。

本日の会議の定足数ですが、所用のため河合委員、中村委員、名越委員、丸山委員、植村委員がご欠席ですが、委員総数16名のうち、出席委員11名で過半数となっており、協議会規則第5条第2項により、開催に必要な定足数を満たしていますので、ご報告申し上げます。

また、本会議は公開しており、開催後、議事録を作成し、府のホームページなどで公表させていただきます。

なお、本日はオブザーバーとして、厚生労働省近畿厚生局、農林水産省近畿農政局、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の皆様にご出席いただいております。

それでは、議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。タブレットに格納された資料の確認をお願いいたします。また、参考にタブレットのライブラリーに「第4期食の安全安心推進計画」とその概要版も格納させていただきます。不足などありませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。1ページ目の「次第」に沿って進めさせていただきます。議事(1)「会長の選出、会長代理及び部会委員の指名について」です。本日は、委員改選後、初めての会議になりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。資料の8ページ、参考資料1「大阪府食の安全安心推進協議会規則」をご覧ください。協議会規則第4条第1項では、「会長は委員の互選によって定めること」となっています。会長の選出にあたりまして、どなたかご推薦やご意見はありませんでしょうか。

○齋藤委員 この協議会の当初からご参加いただきまして、部会長並びに過去2期にわたり会長を務めていただきました、小田委員にお願いを引き続きしていただければありがたいと思っていますので、小田委員をご推薦させていただきますと思います。

○事務局 ありがとうございます。ただいま、齋藤委員より、「小田委員を」ということでご推薦いただきましたが、他にご意見はありませんでしょうか。

特にないようですので、小田委員を会長に選出ということでよろしいでしょうか。ご賛同いただける場合は、拍手をお願いいたします。

(一同拍手)

○事務局 ありがとうございます。それでは、小田委員に会長をお願いしたいと存じます。小田委員には、会長席のほうへご移動をお願いいたします。小田会長から、会長就任にあたり一言ご挨拶をお願いいたします。

○小田会長 本日は猛暑で、また、ご多忙の中、当協議会にご参集くださり、本当にありがとうございます。ただいま委員の皆様のご承認を賜わって、引き続き当協議会の会長を務めさせていただくことになりました。改めて身の引き締まる思いでございます。

食の安全安心は、府民一人一人の健康と生命を守る礎であると同時に、大阪が誇る豊かな食文化を次の世代へ継承するための根幹でもあります。本協議会は、行政、事業者、

学識者、そして府民代表者等が結集して、知性と力を合わせてその使命を果たす、極めて重い責務を担っていると思います。これまでの歩みを見ますと、食品表示の適正化、HACCPの普及促進、リスクコミュニケーション、災害時対応など、多岐にわたる分野で確かな成果を重ねてまいりました。これはひとえに委員各位のご尽力と、府担当職員の皆様の不断の努力の賜物であり、心より敬意を表す次第です。

とはいえ、私たちを取り巻く環境は、決して安穩たるものではございません。気候変動や国際流通の変容、新たな食品技術の進展など、食の安全を脅かしえる要因は日に日に複雑化し、その対応には不断の研鑽の努力が求められています。大阪・関西万博が開催されている今こそ、本協議会が先頭に立って、大阪から全国へ、さらには世界へと、食の安全安心の新たなモデルを発信すべき時であると思います。会長としての私の役目は、皆様の叡智と経験を結集して、忌憚なき議論を促しつつ、当協議会を大きく前進させることと理解しています。

委員各位には、どうか今後とも、率直なご意見等、建設的なご提案を賜わりたく存じます。そして、府職員の皆様には、誠実な実務と着実な遂行力をもって、この取組みを力強く支えて下さることを願っています。

府民の食に対する信頼を揺るぎないものとし、大阪を食の安全安心において、日本を先導する地域として、さらに発展させていく。この道程において、皆様とともに、その歩みを進めていくことが求められており、また、責任の重さを改めて痛感する次第であります。

結びにあたりまして、当協議会に参画されています委員の皆様並びに府の関連職員の皆様の情熱と献身に深く感謝を申し上げます。そして、大阪を食の安全安心で日本をリードする地域へと育てていければ幸いです。

それでは、本日は何卒、よろしく願い申し上げます。

- 事務局 小田会長ありがとうございました。ここで、あらかじめ会長代理をお決めいただく必要があります。会長代理については、協議会規則第4条第3項により、「会長があらかじめ指名すること」となっています。小田会長からご指名をいただけますでしょうか。
- 小田会長 従前からご尽力いただいています、平川委員に、是非お願いしたいと思えます。
- 事務局 ありがとうございます。ただいま、会長代理に平川委員のご指名がありました。平川委員には、会長代理の席へ移動をお願いいたします。平川会長代理からも一言ご挨拶いただければ幸いです。
- 平川会長代理 ただいま小田会長より会長代理を承りました平川です。私も、この協議会の始まりの頃から携わらせていただきまして、もう20年近くになります。この間、大阪府よりさまざまな取組み、職員の皆様方がさまざま取り組んでいらっしやうことが着実に積み上げられてきて、当初、始まった頃から比べると、本当に大阪の食の安全安

心を支える体制というのが整ってきたなと実感しています。大阪は、本当に大変豊かな食、そしてその文化、それを支えるのが食の安全安心でありますので、今後それを委員の皆様、そして府の職員の皆様方と一緒に、さらに充実したものにできるよう、そこに私自身も微力ながら関わらせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 平川会長代理ありがとうございました。次に、本協議会には、3つの部会が設置されています。大阪府食の安全安心推進協議会規則第6条により、「部会長及び部会の委員は会長が指名する」と規定されていますので、小田会長からご指名をお願いしたいと存じます。

○小田会長 各部会の部会長及び部会の委員につきましては、「部会委員名簿」をもって指名に代えさせていただきます。今、事務局からお配りさせていただいています。「事業者あり方検討部会」は、私を部会長として含めて8名、「情報発信評価検証部会」は、平川部会長をはじめ8名、と決めさせていただきます。なお、「大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会」については、近年開催していませんので、開催が必要となった場合には、部会の委員を指名させていただきたいと思いますので、ご了承の旨、よろしくお願い申し上げます。各委員の皆様には、これからご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。次に、議事（2）に移ります。これ以降の議事の進行については、会長にお願いしたいと存じます。小田会長、よろしくお願い致します。

○小田会長 それでは、議事（2）「令和6年度開催状況及び令和7年度開催予定について」に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○事務局 大阪府食の安全推進課の後藤と申します。資料1「大阪府食の安全安心推進協議会の開催状況及び開催予定」をご覧ください。

令和6年度の協議会・部会の開催状況ですが、7月30日に協議会を開催しました。大阪府食の安全安心推進協議会の開催状況及び開催予定についてと、令和5年3月に策定しました第4期大阪府食の安全安心推進計画の進捗状況について説明し、ご意見をいただいたところです。

次に、事業者あり方検討部会を、令和7年1月17日に開催しました。議事は、大阪府食の安全安心顕彰制度における顕彰候補者の審査であり、非公開で行いました。審査の結果、4つの事業者が大阪府知事賞を受賞することになりました。

次に、情報発信評価検証部会を、令和7年3月18日に開催しました。大阪府の食の安全安心に関する情報発信について、令和6年度の実施状況を説明し、あわせて、各種情報発信の取組みなどを紹介させていただき、ご意見等をいただいています。

認証制度認証機関審査部会につきましては、新たな認証機関の申請等がありませんでしたので、開催実績はありませんでした。

令和7年度の開催予定についてです。協議会につきましては、本日開催しているところ

ろです。事業者あり方検討部会につきましては、本年12月または令和8年1月に、情報発信評価検証部会につきましては、来年の2月又は3月頃に実施予定です。認証制度認証機関審査部会におきましては、新たな認証機関等の新規申請があった場合に開催することとしています。

最後に、大阪府の食の安全安心顕彰制度に係る顕彰候補者の推薦依頼を毎年9月にさせていただきます。来週頃に今年度の推薦依頼をさせていただきますので、委員の皆様におかれましては、候補者がおられましたら、是非ご推薦いただきますようお願い申し上げます。議事(2)の資料の説明は以上になります。

- 小田会長 ただいま、事務局から、令和6年度開催状況及び令和7年度開催予定について説明をいただきましたが、これに関して何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

特にないようですので、議事(3)「第4期大阪府食の安全安心推進計画の主な進捗状況について」に入りたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

- 事務局 引き続き、後藤から説明させていただきます。資料2「第4期大阪府食の安全安心推進計画の主な進捗状況」をご覧ください。

第4期大阪府食の安全安心推進計画で数値目標を設定している主な14の施策の進捗状況をまとめています。左側から、計画における施策や取組状況、事業の内容、数値目標と令和5年度及び6年度の実績、一番右側には、達成状況と取組方針を記載しています。

まず、「1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保」の中の、「②畜産農家に対する監視指導」、「③養殖場に対する監視指導」につきましては、府内の対象施設の全施設に監視指導を行うこと、また、「④食品関係営業施設の監視指導」につきましては、監視施設目標数を100%達成することを目標と掲げています。令和6年度につきましては、いずれの計画も計画どおりに実施されており、今年度も引き続き実施していく予定としています。

続きまして、「⑪流通食品の試験検査」についてです。検査実施予定数を100%達成することを目標としています。令和6年度は100%達成している状況です。なお、令和6年度は、だいこんとえびの成分規格違反の摘発事案がありました。

次に、「⑬無承認無許可医薬品の排除」についてです。いわゆる健康食品について、買上検査を、15検体以上を検査することを、目標にしています。令和6年度は15検体実施し、目標を達成している状況です。なお、令和6年度は、1検体、医薬品成分の検出がありました。

続きまして、「⑭巡回点検店舗における表示状況」です。目標値は、概ね正しく表示されている店舗を90%としています。令和6年度の実績としては、86%と、令和5年度と変わりなく、若干下回っている状況になっています。右の「未達成」のところにも書いているのですが、特に小規模な販売店等で表示不備が見られることから、食品表示指導員さんによる巡回点検を、今後も引き続き重視し、小規模店舗への改善指導に引き続き取り組んでいきます。

次に「⑰食品表示制度の普及推進」についてです。食品表示学習会の開催数と理解度について、15回開催し、それぞれの理解度、平均ですが95%の目標を達成しています。具体的な取組みとしては、資料10ページからの参考資料2「食品表示まなびぷらす」をご覧ください。12ページからは、今年度のチラシになっていまして、「食品表示まなびぷらす」は、消費者の方に、食品表示を学んでいただくとともに、実際の買い物で食品表示をチェックしていただいて、その結果を後日、報告いただくというものになっています。

令和7年度は、「生鮮食品」と「加工食品」をテーマに実施していきまして、8月2日と6日、22日の午前と午後、27日の4日間で、計5回実施させていただきまして、122名の方に参加いただいています。

次に、資料の14ページ、参考資料3「事業者向け食品表示研修会」についてです。こちらは事業者向けの研修会になっています。令和6年度のチラシになっていますが、トピックスは、「内容量表示」、「栄養成分表示」、「食物アレルギー表示」として開催し、175名の方に参加いただいています。令和7年度も、11月に開催予定になっていまして、10月に入りましたら参加者の募集を開始する予定となっています。

5ページの資料2に、お戻りいただけたらと思います。一番下の最後の項目「2 健康被害の未然防止や拡大防止」については、数値目標等を設定している施策はありませんので、次のページの「3 情報提供の充実」に進ませていただきます。

情報提供の充実の最初、「⑱大阪府食の安全安心メールマガジンによる情報発信」についてです。登録者数の目標を15,000名としていますが、昨年度は1年前より約400名の増加となっています。昨年度末で9,931名と、目標値には達していない状況になっています。メールマガジンのほかにも、左に書いていますとおり、大阪府公式Xでも、月2回程度、食の安全安心に関する情報を発信しているところです。大阪府公式Xでは、毎回1万ビュー程度の閲覧数がありますが、こちらは今回の実績値には含めておりません。

また、今年7月からは、食の安全推進課公式LINEを始めました。16ページの参考資料4「食の安全推進課公式LINEリーフレット」をご覧ください。7月から、食の安全安心に関する情報を月に2、3回程度、定期的に発信しているところです。LINEでは、トーク画面の下にあるメニュー画面から、食の安全安心お役立ちポータルサイトへアクセスが直接できるようにしたり、食の安全安心メールマガジンで配信したバックナンバーへもアクセスができるようにしています。今後は、メールマガジンや大阪府公式Xに加えてLINEも併用しながら、食の安全安心に関する情報発信を行っていきたいと考えています。

6ページの資料2にお戻りください。次に、「㉑オンラインツールによる情報発信」についてです。これに関しましては、真ん中の数値目標及び実績の部分の、実績のところに記載しているのですが、令和6年6月に、本府のWebサイト管理システムの仕様変

更に伴いまして、ページビュー数のカウント方法が変更になりました。具体的には、ホームページに掲載している電子ファイルへのアクセスが集計外になったことなど、複数の理由があります。この影響を受けまして、令和6年度の実績が45万ページビューとなっており、目標は未達成という状況になり、要検討としています。現在のカウント方法では、年間を通した数値が出ないため、当面の間は、約40万ページビューを目指すとし、次期計画で数値を設定するとさせていただきます。

オンラインツールの取組状況は、17ページ、参考資料5「大阪府食の安全安心お役立ちポータルサイト」をご覧ください。食の安全安心お役立ちポータルサイトを昨年の途中から公開しています。令和6年度の協議会でも、詳細は説明していますので、中身等の説明は省略させていただきますが、今後もさまざまな情報等を掲載して、充実を図っていきたいと考えていますので、また、お気づきの点等がありましたら、事務局にご連絡いただければと思っています。

食の安全安心に係る啓発動画です。こちらも随時作成していきまして、参考資料6「啓発動画」です。ホームページで公開していますが、令和6年度は、「お弁当づくりにおける食中毒予防」及び「災害時の食中毒予防」の啓発動画を作成しました。全てを流すと時間がかかりますので、1つ流させていただきます。

【動画再生：お弁当の衛生的な調理について（食中毒予防のために）】

このような万博来場予定の皆様を対象としたお弁当の食中毒予防の動画や、災害時の食中毒予防についての動画を作成して、啓発させていただいています。今年度は、予算に限りがありますが、その中でまた何本か動画を作って啓発という形でさせていただいて、次回の情報発信評価検証部会等でも、そういった実績等を報告できたらと思っています。

6ページの資料2に戻っていただいてもよろしいでしょうか。オンラインやメールマガジン等のデジタルツールもあるのですが、紙媒体を活用した情報発信も大事な部分ではありますので、広報誌や広告等への啓発数、部数を数値目標と設定しています。これも昨年度、実績、回数、部数とも、一応、目標数を上回っている状況です。食中毒予防の啓発ポスターなどを使い啓発などに取り組んでいるところです。その他、いろいろな啓発媒体のリーフレットなども作成して、保健所等にも配布しながら啓発を続けているところです。

続きまして、「㊿リスクコミュニケーションの推進」についてです。こちらは、数値目標は、意見交換会や講習会等への府民の参加者数4,000名としていきまして、令和6年度は3,061名と、目標を下回っています。引き続き、消費者等への啓発など積極的に実施していきたいと思っています。

21ページの参考資料7「食品に関するリスクコミュニケーション「災害と食品衛生」」のリーフレットをご覧ください。令和6年度は災害と食品衛生をテーマにした、食の安全安心シンポジウムを開催しました。今年度も2月か3月頃で開催予定です。テーマに

つきましては現在検討中ですので、決まりましたらお知らせいたします。

こうしたリスクコミュニケーション以外の事業としては、府立の支援学校での手洗い教室、企業と連携した学習会などを開催しています。22ページからの参考資料8「食の安全安心学習会」です。こちらは、企業と連携した学習会の案内のリーフレットになっています。令和6年度は、イオンリテール株式会社と連携して、2施設で学習会を実施しました。

23ページからの資料は、今年度の事業の紹介になっています。令和6年度から引き続きまして、イオンリテール株式会社と連携し、2施設で学習会という形で実施しています。今年度は、イオンリテール株式会社以外に、大阪府生活協同組合連合会などと連携して、さらに2施設で学習会を実施して、4施設で4日間にわたって実施しています。4回の開催で74名、お子様と保護者の方をあわせて合計74名の方にご参加いただいています。

6ページの資料2に戻っていただいてもよろしいでしょうか。事業者の最後の施策の柱になりますが、「事業者の自主的な取組の促進」についてです。「㊸農業管理指導士の育成」というところに関しては、農業管理指導士の認定数の目標を上回る実績となっていて、引き続き取り組むこととしています。

続きまして、「㊹食品等事業者向け食品衛生講習会の開催」についてです。さまざまな食品衛生講習会やセミナーを開催させていただいてまして、参加者数は、目標の8,000名を上回る8,387名の実績となっていますので、引き続き取り組むこととしています。

最後に、「大阪版食の安全安心認証制度の推進」についてです。こちらに関しましては、認証施設数の目標数は800施設としていますが、昨年度末で541施設となっており、横ばいの状況となっています。本制度は、食品関連事業者による自主的な衛生管理の取組みを促すものであり、これを活用して衛生管理の向上を図っていきたいと考えています。

認証制度以外にも、取組みを進めていまして、25ページの参考資料9「HACCP自主点検サイト」のリーフレットをご覧くださいと思います。令和6年度に、認証制度の認証基準と同じ項目で「HACCP自主点検サイト」を作成して、運用を開始しています。小規模の事業者では、いきなり認証取得を目指すというのはハードルが低くない、という声も聞きますので、まずは自分のところの衛生管理ができているかどうかをWebで気軽に点検いただけるようなサイトとして作成・公開をさせていただいているものです。ただ、認証基準と同じ70項目を自主点検の項目としていますので、初めての方には、これもまだハードルが低くないということもあるのか、利用実績が伸びていない状況となっています。そこで今年度は、HACCP自主点検サイトの入門編なる簡易版を作成予定です。自主点検項目数を厳選させていただきまして、20項目ぐらいにすることにより、取り組みやすいサイトにして、利用者の増加につなげていければと考えています。簡易版

をチェックした後は、70項目の点検サイトにチャレンジを促していき、認証取得などにもつなげていくなど、府内の事業者の衛生管理の意識が高くなるように、引き続き取り組んでいきたいと思っています。

7ページの資料3「大阪版食の安全安心認証制度」をご覧くださいと思います。この制度は、事業者の衛生管理の取組みを促すために、一定水準にある施設を認証するために、平成21年に開始されています。令和3年のHACCP義務化前には、認証件数が非常に増加していましたが、令和3年以降は横ばいの状況になっています。更新施設は、一定程度ありますが、新規施設が少しずつ減少してきているのと、未更新の施設も少し増加ぎみというところがあります。

現状の分析としては、調理業、飲食店営業等がメインになるのですが、チェーン店や商業施設内の店舗で一気に取得していただいているというところが多いところです。食品の製造業では、営業許可対象外の営業届出施設であるカット野菜工場などで取得が多い状況です。未更新の理由は、国際規格の民間認証であるFSSC、ISO、SQF、日本のHACCPの民間認証であるJFSへの移行や、自社で一定程度体制が構築され認証を更新しなくても維持できるという理由などが現状です。

HACCP義務化等の中で、この協議会でも議論をさせていただいてまして、協議会の中では、HACCP義務化の中で認証制度の意義を問う、との意見もありましたが、小規模事業者を含めた衛生管理の底上げということが第一の目的として継続する方向で了承をいただいています。

令和5年度、認証基準の項目整理、平準化を実施し、全ての調理業、製造業、販売業で70項目に統一しています。令和6年度は、先ほど説明させていただきましたとおり小規模事業者等が簡易に点検できるHACCP自主点検サイトを開設したところです。

本制度の評価としては、小規模事業者には認証取得はハードルが高いので、自らの衛生管理体制を確認し、取組みを促す手法が有効ではないか、未更新は、衛生管理体制が一定できた結果でもありますので、事業者の底上げという観点からは、認証の総数などにはあまり拘りすぎず、新規認証者が確実にいることが重要ではないかという評価をさせていただきます。

今後の取組み案としては、小規模事業者が衛生管理に取り組みやすいように、HACCP自主点検サイトの簡易版、入門編を事業者に利用を促し、認証制度の活用促進をしていけたらと考えています。また、セミナーや講習会での周知を引き続き実施していくことと、認証を考える事業者へのアドバイス機能を充実させていけたらと考えています。

最後に、認証機関における審査、認証を円滑に行えるように改善を行うという形で記載させていただいています。認証機関も、認証をする審査員のなり手が結構少ないというお話も伺っていますので、その点も一定改善すれば、より円滑に新規や更新の相談等も受けれると考えています。議事（3）の説明は以上になります。

- 小田会長 今説明していただきましたので、何かご質問やご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。
- 津塩委員 5ページの資料2進捗状況の「⑭巡回点検店舗における表示状況」の関係ですが、対象店舗というのが何軒あるのか、それに対する食品表示指導員が何名おられるのか、これは未達成となっていますが、その原因、例えば、店舗数に対して指導員の数が足りないとか、そういうところを教えてくださいたいのが1点目です。それと6ページの資料2の「⑰オンラインツールによる情報発信」の関係で、令和6年度中にアクセス数のカウントの仕様変更で変わり、次期計画で数値を改めて設定するとなっていますが、改めて設定する数値というのは、令和9年の最終目標のことを指しているのかということをお願いしたいと思います。
- 事務局 食品表示グループの久米です。店舗数は、昨年度、1,202店舗を回らせていただきました。86%の達成率となっています。巡回指導員は5名います。順次回っていくような計画で、年間1回は最低回るようにしています。未達成の原因ですが、大きい店舗につきましては、国のほうで回られていまして、かなり表示はきちんとされています。しかし、大阪府の中には、小さい店舗などもたくさんありまして、全てをきちんと達成することができないという状況です。小さい店舗についても回らせていただいていますので、大きな店舗が達成した中で、90%にもっていけないというのが現状です。
- 津塩委員 この1,202施設が86%ということですか。
- 事務局 はい、そうです。
- 小田会長 ほかにありますか。
- 井上委員 説明ありがとうございました。今回新しく委員となるにあたり、大阪府から食の安全安心推進計画の冊子をいただいたので、今日も資料に付いていますが、初めてじっくり読ませていただいただきました。今日ご説明いただいたのは、全部数値目標があるものばかりで、タブレットからも見れますが、推進計画の13ページを見ると、全部で49の取組事業がありまして、今日説明があったのが、そのうちの数値計画があった13項目ぐらいです。残りの30いくつは数値目標がないのですが、これを読ませていただくと、いろいろな検査の実施、当然数字で出てくるものがたくさんあるんですね。ですから、それについての進捗状況が当然あると思うので、どこかで、ホームページで見れるようにする、あるいは、委員の承認が必要であれば、オンラインで流して、会長以下の委員の承認を取ってホームページに載せるということで、進捗が見れるようにしていただいたらいいんじゃないかなと思います。

特に第4期の計画で新規に入っている取組事業が2つありまして、1つは「⑲外国人に対応した啓発媒体による情報発信」というのは、第4期計画で新規になると思います。もう一つは、「⑳食に関する社会の動向を踏まえた情報提供」というところです。情報発信というのは、今日も説明にありましたが、非常に大阪府は活発にやられているので、私もメールマガジンに入っていますし、すごくたくさん、今日の説明にもありましたが、

やっているとします。

もう一つの、外国人に対応した啓発媒体の情報発信というのは、今日の西野部長の最初の挨拶にもありましたが、万博の開催があったということで、たぶん大阪府としても力を入れているところだと思いますので、今年度の話ではありますが、こういう会議とか、いろいろな機会、そういう外国人に対する啓発活動が今一体どういうふうに進んでいるのか、この数値目標だけでなく、目に見えない部分の進捗が少し簡潔にわかるようになるといいと思いました。以上が意見です。

それと、もう一つはコメントですが。今日の説明の中に、大阪版食の安全安心認証制度の状況が上どまりになっているという話があったと思います。私も経験したのですが、大手の企業はFSSCとかグローバルなスタンダードの資格を取るの、これはどうしても海外との貿易上、それが無いとお互いが、どのレベルになるかがわからないので、多くがFSSCとかのグローバルな方へいくのは当然のことなので、それは特に数値が下がったとしてもいいと思うのですが。中小の会社、小人数の会社は、まだまだそういう専門の方がいらっしゃるから、今日説明があった通り、引き続き、中小の事業者に対しては、より一層丁寧な指導をしていただけたらいいんじゃないかなと思いました。

○小田会長 今回の委員のコメントに対して府から何かありますか。

○事務局 貴重なご意見ありがとうございました。翻訳等については随時、毎年度させていただいてまいりまして、啓発媒体も、リーフレットも作成していますし、この協議会の場では紹介していませんでしたので、来年度以降は、そういった資料も付けながら説明させていただけたらと思います。毎年、情報発信部会のほうでは、こうしたものを翻訳していることは説明をさせていただいていますが、数値目標の部分をメインでお話していましたので、来年度以降は、取り組んでいるものをアピールできるように、こういう場で報告していけたらと思います。

○小田会長 よろしいですか。

○事務局 先ほど、このまま質問が次の方へ流れてしまって、津塩委員の2つ目の質問で、オンラインツールの情報発信の部分のページビュー数のお話の答えをしていなかったものでして、今ここでしてもよろしいでしょうか。

○小田会長 はい。どうぞ。

○事務局 当面40万ページビューで次期計画で数値を設定するというのは、最終目標が昔のままの計画で120万ページビューになっていますので、次の計画で目標数を変えるということですので、現計画の最終目標を変更するというわけではないです。来年度や再来年度の実績を見れば、1年間のページビュー数がわかってくると思いますので、それを踏まえながら次期計画で設定していけたらと考えています。

○小田会長 何ページ見たかというのはよくわかるのですが、ここに書いてある、「カウント方法が変更になった」というのは、具体的にはどういうことなんですか。

○事務局 例えば、ホームページがあってリーフレットや様々なチラシをリンクで貼り付

けていますと、そのWordファイルやPDFファイルなどにアクセスするのもカウントしていたようですが、令和6年6月のものからは、そういったものをカウントしない形に変わったようで、1ページを開いて、さらに何かをクリックを何個かしても、1ページしか見ていないということになるので、それでアクセス数が大幅に減っているところです。

○小田会長 わかりました。他いかがでしょう。

○菅委員 基本的なことの質問などもしようかもしれませんが、資料2の「⑬無承認無許可医薬品の排除」の話の説明をいただいたのですが、これで検査をされておられるというのは、保健機能食品なども対象に入れているということなのか、その他のいわゆる健康食品のようなものにあたりをつけて調べているのかということをお教えいただきたいと思います。基本的にサプリメント形状のものを狙っているのかどうかということをお教えいただきたいと思います。15件中1件が違反という点をどう考えておられるのか、また、もっと多くの検体数の検査が実施可能なものなのかどうか。検査能力や検査体制の問題などで、それ以上の数の検査がなかなか難しいということなのかどうかということについて、今のご認識をお教えいただければと思います。先般、機能性表示食品に関して設けられた、健康被害情報の報告制度なども府においても十分機能させていただきますようにお願いしたいところですが、その前提の質問ということで回答をお願いします。

2つ目が、「⑭巡回点検店舗における表示状況」について、先ほど津塩委員からもご質問があったかと思うのですが、生鮮食品において原産地表示で14%ほどの割合で一定の問題が出ているということになるのかもしれないですが、先ほど小規模店舗云々ということでお話をいただきました。主にどういう原因で、どういう要指導の表示が発生している例が多いと理解しておけばいいのでしょうか。故意に偽装しているというのではなくて、単に表示のルールを理解していない、理解不足のようなことで、簡単に指導すれば是正されるということなのか、そのあたりの実態を差し支えない範囲で教えてください。

それから、「⑰食品表示制度の普及促進」ということについて、回数的に15回、16回ということが出ていますが、先ほどご紹介があったのは、4日で5回、2回で175名という話の紹介だったので、これ以外にも何がしか取組みをされているということであれば、これもご紹介いただきたいなと思いました。

それから、LINEについてですが、私も大阪府のメルマガには複数登録しているのですが、LINEで配信されるようになるということは、いいことだと思います。このLINEで受け取れる情報というのはどの対象向けの情報が月に2、3回送られてくるという設定になっているのでしょうか。消費者向けのものが来るのか、あるいは事業者向けのものも来るとか、それを選べるのか。登録を近いうちにしたいと思いますが、どういうご予定をされているのかをお教えください。

それから、オンラインツールの関係で、ポータルサイトのご紹介の中で、先ほどお弁

当の動画を見せていただきました。短さも含めて、いいと思うんですが、EXPOのサイトからのリンクもあるのでしょうか。さしあたり、万博お弁当用に作られた動画と思ったのですが、府のサイトに置いておくだけではなかなかアクセスされないのかなと思うので、お弁当を作って万博に行く人に、すぐにアクセスできる状況にあるのかを教えてください。

それから、ころちゃんマーク（認証制度の認証マーク）のことですが、ころちゃんマーク自体の認知度はどのぐらいあると認識されていますでしょうか。何か普及の度合いというのは調べておられるでしょうか。今、一般的に求められるHACCPレベルよりは低いハードルで認証がとれるということになっているのか、十分HACCP並みのレベルなのかということあたりも、十分事業者に認知されていないのだとすれば、残念だなと思っています。個人的にはもっと活用されるようにと思っています。先ほど、他の委員からもご指摘があったように、他の制度における認証等に移行していくというの仕方がない面があるとは思うのですが。やはり街中でころちゃんマークを見ると、「ああ、ここは認証受けてるんだな」と、僕はポジティブに感じますので、そういうような効果を広く認めてもらうことが、「これを取ろう」、「認証してもらおう」という方向につながると思うので、周知の問題も大事かなと思っています。

- 事務局 ご意見ありがとうございます。一つずつ担当の課やグループからご説明していけたらと思っています。まず、一番上の無承認無許可医薬品の排除のところについては、薬務課から説明させていただきます。
- 事務局 薬務課の長野と申します。保健機能食品などを買い上げているのかということに関しましては、できるだけそういうものは避けて、いわゆる健康食品というものを買い入れるようにしています。15検体が多いのか少ないのかということに関しましては、大阪府だけでなく、市でも検査をやっていたり、他の自治体でもやっていて、検体が被らないようにしていますので、ちょっとこれを増やすというのはなかなか現状難しいかなという感触ではあります。15検体中1検体が検出されたというのが多いのか、どうかということに関しましては、多くはないのかなとも思いますが、よくはわかりません。インターネット経由か、店舗の方も利用して、半々になるように買い上げをしています。
- 菅委員 ありがとうございます。多いと評価すべきかどうかについて、お答えを明確にもらおうとした趣旨ではなかったのですが、僕は個人的に、15検体やっただけで1件出るというのは、あってはならないぐらい多いと思うべきだと思っています。そうだとすると、もっと充実させる必要があるんじゃないかなということで、お聞きしたつもりですが。検体が被らないように他の自治体等とも連携しているという話をお伺いしたので、今すぐこれを大阪府だけ数を増やせるところまで言うつもりはないのですが、引き続き、監視していただけたらと思うところです。

○事務局 ちょっと補足をさせていただきますと、私も、薬務課の健康食品の買い上げの担当を一時してしまして、インターネット等で買ったりするのは難しかったりすることもあり、店舗での買い上げもありします。大安研の先生とも協力しながらやっています、大安研の先生は結構、怪しそうな健康食品をネットで見つけ買って、違反というところもありするみたいですので、なかなかその条件で買うのも難しかったりするというのは、当時の経験で、ちょっと数年前なので変わっているかもしれないのですが、そういった現状というところかなと思います。機能性表示食品とか、そういったものを具体的にとるということは、なかったのかなと思っています。

続きましては、「⑭巡回点検店舗における表示状況」と「⑰食品表示制度の普及推進」について、食品表示グループから説明させていただきます。

○事務局 食品表示グループです。「⑭巡回点検店舗における表示状況」について、14%達成できていないというところなんです。これは小さな店舗が多くなってしまして、故意に偽装しているというよりは、もともと産地がこの前までは兵庫県産だったのに、キャベツの産地が変わっていたけれども、交換していなかった、表示を変えていなかったということであったり、魚介類の販売業の小さなお店が非常に多く、全部の産地と魚の名前を全部表示するという認識がなかなか伝わりにくいと、巡回指導員から聞いてしまして、引き続き、大阪府でも表示用のプレートを持って行って書いてもらったりという努力はしているのですが、なかなか90%に満たないような状況です。ある一定規模以上のスーパー等に関しましては、かなりきちんと表示していただいているのではないかな、という印象を受けています。

続きまして、「⑰食品表示制度の普及推進」に関する講習会ですが、5回は、まなびぷらすを消費者向けにさせていただきます。2回が事業者向けということで、この7つの講習会が、我々が発信してやっている大きな講習会になります。その他に、事業者向けに、お手紙をお送りしてしまして、希望がある団体に対して、こういうテーマでやって欲しいという依頼がありましたら、そちらのほうに出向いて講習をさせていただきますというので、概ね年間15回ぐらいさせていただきますという状況です。

○事務局 続きまして、LINEでの消費者向けの提供情報は、基本的に、メインは消費者向けのLINEと思っています。事業者で登録していただいても、そこからメニューでメールマガジンの方へ、メールマガジンは事業者向けより事業者の方でメールマガジンを登録していただいていることが多いのですが、LINEに登録していただいて、メールマガジンのバックナンバーに誘導して、事業者の方に見てもらおうというようなイメージも考えております。配信内容としましては、予算の都合もあるので、配信人数と配信数でかかってくるのですが、メインは消費者向けというところで考えています。大阪府の公式Xでは、イベントをこういったことをやりましたという風景や事業結果の報告は流せないのですが、LINEでは、こういった事業をやりましたという実施結果も配信して、来年度以降にも、こうした時期にこういう事業があるんだと認識してもらって、来年度に参加

していただけるような形でつなげていけたらと考えています。時期ごとによっては、食中毒の啓発であったり発信し、家庭や消費者目線のものをできれば多めにと思っています。

○事務局 動画に関してですが、先ほど紹介した、お弁当づくりのものは、府のホームページに出しているのですが、その他15秒程度で英語のテロップも入れた、「お弁当を会場に持ち込んだら早く食べましょう」という啓発の動画と、「手洗いをしましょう」という動画も別途作ってまして、そちらは万博の会場のサイネージで表示されています。

○事務局 こころちゃんマークですが、どのぐらいの認知度があるかは調査はしていません。すごい認知度があるかと言われれば、どうなのかなと思うのですが、広めていけるように、引き続き啓発等をしていきたいと思っています。

レベル感に関しましては、FSSCなどのHACCPに基づくと言われる上の基準ほどではないのですが、HACCPの考え方、もうワンランク低いほうになります。その中でも必要最低限、これをやっておけば問題ないだろうというレベルの記録様式類になっていますので、十分達成できるような立派なものにはなっていると思っています。本当に小さな事業者が簡単に取れるかと言われれば違う話になってくるので難しいところではあるのですが、小規模、中規模の事業者が取るには、入門として良い制度なのかなと認識しています。

○小田会長 できるだけ認証制度を普及していただければと思います。それから健康食品については、いろいろなところから、いろいろなものがどんどん出てくるので、なかなか大変とは思いますが、それも含めて、他の府県とも、より分けされているということですので、その点もよろしくお願い申し上げます。他、いかがでしょうか。

○岡本委員 前の題のところですごく細かなことなのですが、お弁当づくりの動画がありました。あの時に、ミニトマトが入っていたかと。あのミニトマトなのですが、めちゃめちゃ細かい話になりますが、結構、ハタを取らないで弁当に入れ、そこから食中毒や細菌が発生ということをよく聞きます。やはりハタを取るということも。一言必要ではないかなと感想として持ちました。

○事務局 ありがとうございます。次また作るときに気をつけてみたいと思います。

○小田会長 よろしくお願ひします。それでは、事務局から何か連絡事項等がありますでしょうか。

○事務局 特にありません。

○小田会長 どうもありがとうございました。それでは、本日の審議は以上で終了となります。委員の皆様には、円滑な進行にご協力を賜わりましてありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、大阪府健康医療部生活衛生室長の西大からご挨拶申し上げます。

○事務局（西大室長） 大阪府健康医療部生活衛生室長の西大でございます。いつもお世

話になります。本日は、小田会長をはじめ委員の皆様、活発なご意見ありがとうございました。本当に食は、毎日府民が口に入れるものですので、安全でないといけないとか、当然、我々は安全だと思って食べてるかと思えます。それをきちんと確保しないといけないということで、本当に我々は肝に銘じて日頃からやっていますが、なかなかいろいろな事案が発生したりしていますので、担当者もきちんとやってはいても、委員の皆様にもいろいろご指摘をいただいて、やはり気を引き締める部分があると思いますので、こうしたコミュニケーションといえますか、委員の皆様、特に学識の皆様、事業者の皆様、また、消費者の観点でコミュニケーションを図りながら、食の安全安心の確保に今後も努めてまいりたいと思っていますので、ぜひ、今後ともよろしくお願いいたします。

先ほどもありましたように、また、顕彰制度も、昨年度から委員の皆様も含めて幅広く顕彰に応募をいただけることになっていますので、ぜひ、日頃から一生懸命やっている事業者はたくさんおられると思いますので、そういったところに知事賞をお渡ししていきたいと思っていますので、こちらのほうも、よろしくお願いしたいと思います。本日は本当にありがとうございました。今後とも、よろしくお願いいたします。

○事務局 以上をもちまして、「大阪府食の安全安心推進協議会」を閉会いたします。

(終了)